

⚠ ゆうちょ銀行からの重要なお知らせ

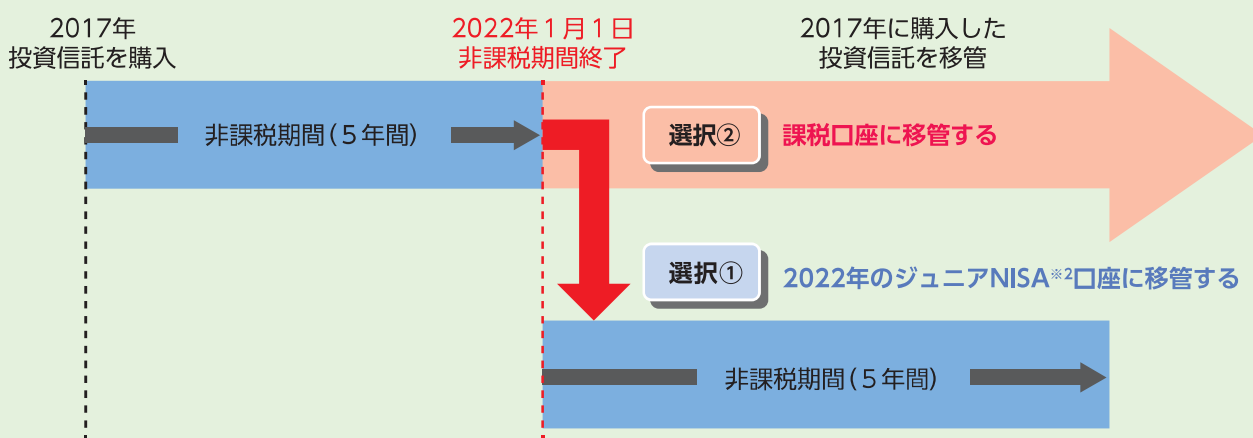
2017年にジュニアNISA口座で投資信託をご購入されたお客さまへ

2017年にジュニアNISA口座で購入された投資信託は、2021年12月末に非課税期間(5年間)が終了します。非課税期間終了前に、以下のいずれかをご選択ください*1。

選択① 2022年のジュニアNISA*2口座に移管する(ロールオーバーといいます)



選択② 課税口座に移管する



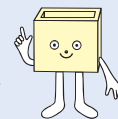
*1 非課税期間内に売却するという選択肢もあります。

*2 2022年1月1日時点で名義人が20歳以上の場合は、非課税(NISA)口座に移管します。

(日本証券業協会作成の資料をもとにゆうちょ銀行作成)

選択①「2022年のジュニアNISA*口座に移管する(ロールオーバー)」を選んだ場合

- ◆2021年12月最終営業日の時価により、2022年1月1日にジュニアNISA*口座に移管します。
※2022年1月1日時点で名義人が20歳以上の場合は、非課税(NISA)口座に移管します。
- ◆郵送または窓口でのお手続きが必要です。
(名義人が20歳未満の場合、運用管理者の方が手続きをしてください。)
※お客さまの口座の状態によっては、郵送でのお手続きができない場合があります。お手続きの詳細は「ロールオーバー等手続き方法」をご覧ください。
- ◆移管した額だけ、2022年分の非課税枠が少なくなります。
※ただし、移管額が80万円(2022年が非課税(NISA)口座の場合は120万円)を超えている場合も全額移管可能です。
- ◆引き続き5年間(2026年12月末まで)、譲渡益・普通分配金等が非課税となります。



選択②「課税口座に移管する」を選んだ場合

- ◆2021年12月最終営業日の時価により、2022年1月1日に課税口座に移管します。
※特定口座を開設済の場合は特定口座、特定口座を未開設の場合は一般口座に移管します。
- ◆お手続きは不要です。
- ◆2022年分の非課税枠は未使用のため、非課税枠を使用した購入が可能です。
- ◆移管後に発生した譲渡益・普通分配金等が課税となります。
※譲渡損益が発生した場合、損益通算・損失の繰越控除が可能です。



ロールオーバーとは

ジュニアNISA口座で購入した投資信託は、譲渡益・普通分配金等が5年間非課税となります。

6年目を以降も譲渡益・普通分配金等が5年間非課税となるためには、新たなジュニアNISA口座に投資信託を移管する手続きが必要です。

この「**新たなジュニアNISA口座に投資信託を移管する**」ことをロールオーバーといいます。(6年目時点で20歳以上の場合は、NISA口座への移管となります。)

ご注意ください

①ジュニアNISA口座における2021年12月末のお取引が制限されることがあります。

【購入】

非課税期間終了日を跨ぐ購入(分配金再投資、自動積立を含む)があった場合、非課税投資枠の使用はロールオーバーが優先されるため、非課税枠を超えた分が課税となる可能性があります。

【解約】

ロールオーバーまたは課税口座への移管処理を行うため、2017年にジュニアNISA口座で購入された投資信託は、申込日が2021年、受渡日が2022年となる解約ができない場合がございます。

②年齢に応じて、以下の注意点が 있습니다。

【2022年1月1日時点で20歳未満の方】

・ジュニアNISAの制度は2023年で終了するため、2024年以降、ジュニアNISA口座においては新たに投資信託の購入はできません。

・2023年末までにジュニアNISA口座で購入した投資信託は、継続管理勘定(2024年以降利用可能になるロールオーバー専用の非課税枠)に移管することで、**名義人が1月1日において18歳*である年の前年12月31日までの間は、非課税で保有することができます。**

※2022年4月から法令改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、1月1日時点で18歳の方には非課税(NISA)口座が開設されるため

・2024年以降は、災害等のやむを得ない事由によらない払出しであっても、**過去の分配金や譲渡益に課税せず、非課税として払出しできます。**

【2022年1月1日時点で20歳以上の方】

・ジュニアNISA口座でのお取引は名義人ご本人自身で行っていただく必要があります。

20歳の誕生日以降、ご本人取引の開始に伴うお手続きを行っていない場合は、お客さまのご利用いただいている「ゆうちょ銀行」または「投資信託取扱郵便局の貯金窓口」でお手続きをお願いいたします。

NISA制度についてのご注意(共通)

・口座の開設は同一年において一人一口座に限られます(金融機関を変更した場合を除く)。また、異なる金融機関に口座内の投資信託の移管をすることはできません。

・当行では公募株式投資信託のみ取り扱っています。

・NISA口座における損失は税務上ないものとされ、他の口座との損益通算をすることはできません。

・NISA制度は非課税投資枠が設定されており、一旦使用した非課税投資枠は再利用できないため、短期間での売買を前提とした取引には適しません。

・投資信託において支払われる分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は非課税であり、NISA制度によるメリットを享受できるものではありません。

・一般NISA及びジュニアNISAの非課税期間終了時に、翌年の非課税投資枠に移管(ロールオーバー)を希望する場合は、当行が定める日までに移管依頼書の提出が必要です。移管の際は、移管時の投資信託の時価の合計額分だけ、翌年の非課税投資枠を利用します。時価の合計額が非課税投資枠を超えていても、その全額を移管することができます。特段の手続がない場合は、課税口座(特定口座を開設されている場合は特定口座、未開設の場合は一般口座)に移管されます。

・NISA(少額投資非課税)制度については、2020年度法制改正により2024年から見直し等が行われる予定です。

ジュニアNISAについてのご注意

・ジュニアNISAでは、一般NISAやつみたてNISAと異なり、金融機関の変更ができません。

・ジュニアNISAの課税未成年者口座における損失については損益通算が可能です。

・ジュニアNISA口座の運用管理者は、口座名義人の法定代理人(親権者等)に限られます。

・口座名義人が3月31日時点で18歳である年の前年12月31日まで、原則としてジュニアNISA口座から払出しはできません。払出しがあった場合は、口座が廃止され、過去に非課税で支払われた配当等や譲渡益については非課税の取扱いがなかったものとみなされて課税されます。

・払出しは口座名義人または口座名義人の法定代理人(親権者等)に限られます。

・口座名義人が成人になるまでのジュニアNISA口座からの払出しは、原則として口座名義人の同意が必要です。

・ジュニアNISA口座の資金は、口座名義人の資金に限定されます。口座名義人に帰属する資金以外の資金で投資が行われた場合、払い出した資金を口座名義人以外が費消等した場合は課税上の問題が生じる場合があります。

・2024年以降、ジュニアNISA口座で新たに買付けを行うことはできません。

・2023年末までにジュニアNISA口座で買付けた投資信託は2024年以降、継続管理勘定に移管することで、口座名義人が1月1日時点で18歳である年の前年12月31日まで、非課税で保有することができます。

・2024年以降に払出しを行う場合は、過去に非課税で支払われた配当や譲渡益は、非課税扱いとなります。

【ゆうちょ銀行からのお知らせ】

投資信託に係るリスクや費用等は、それぞれの投資信託により異なりますので、投資にあたっては、事前に投資信託説明書(交付目論見書)、目論見書補完書面等をよくご覧ください。

投資信託に関するリスク

○一般的に投資信託は、国内外の債券や株式等を投資対象にしますので、組み入れた債券・株式の価格変動、発行会社の倒産や為替の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

投資信託に関する手数料等

○投資信託のご購入、換金等にあたっては各種手数料等(購入時手数料(申込手数料)、運用管理費(信託報酬)、信託財産留保額等)が必要となります。また、その他費用として監査報酬、有価証券売買手数料、組入れ資産の保管費用等がかかります。お客さまにご負担いただく手数料はこれらを足し合わせた金額となります。これらの手数料等は各投資信託およびその購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を表示することはできません。

投資信託に関する留意事項

○投資信託は預金・貯金ではありません。

○日本郵便株式会社は、株式会社ゆうちょ銀行から委託を受けて、投資信託の申し込みの媒介(金融商品仲介行為)を行います。日本郵便株式会社は金融商品仲介行為に関して、株式会社ゆうちょ銀行の代理権を有していないとともに、お客さまから金銭もしくは有価証券をお預かりしません。

○当資料は金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。投資信託取得の申し込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡しますので必ず内容をご確認のうえご自身でご判断ください。

○投資信託説明書(交付目論見書)はゆうちょ銀行各店または投資信託取扱郵便局の投資信託窓口にて用意しております。ただし、インターネット専用ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)はインターネットによる電子交付となります。

投資信託のしくみ、取扱商品に関するお問い合わせはこちらへ

株式会社ゆうちょ銀行
投資信託コールセンター

ハロー ハロー ヨイトーシン
0800-800-4104
(受付時間)9:00~18:00(土・日・休日・12月31日~1月3日を除く。)

通話料
無料

投資信託コールセンターを通じてお取引にはお手元にご用意いただく書類等がございますので事前にお問い合わせください。

ゆうちょ銀行
JY BANK

[登録金融機関]株式会社ゆうちょ銀行
関東財務局長(登金)第611号
[加入協会]日本証券業協会

ゆうちょ銀行Webサイト

https://www.jp-bank.japanpost.jp/

郵便局
POST

[金融商品仲介業者]日本郵便株式会社
関東財務局長(金仲)第325号

※投資信託は、投資信託取扱郵便局およびゆうちょ銀行各店で取り扱っています。お気軽にお問い合わせください。当資料の内容は、作成時点のものであり、今後予告なく変更する場合があります。2021年8月作成。